

埼玉県入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、こどもが入院した際に家族が付添いをする場合、当該家族に対する十分な休息などが確保されていないといった環境を改善するため、「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」（令和8年6月4日付けこ成母第490号こども家庭庁成育局長通知。以下「国実施要綱」という。）及び「埼玉県入院中のこどもの付添い等に関する環境改善事業実施要綱」（令和8年7月30日制定。以下「実施要綱」という。）に基づき、こどもやその家族が安心して入院生活を送ることができるよう施設の環境改善にかかる取組（以下「補助事業」）を実施する医療機関に対し、事業に要する経費の一部を予算の範囲内で交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、「令和8年度（令和7年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱」（令和8年6月8日付けこ成母第492号こども家庭庁長官通知）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）及び「補助金等の交付手続等に関する規則」（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付額の算定方法)

第2条 補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算定された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 以下の表のうち、第1欄に定める基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 環境改善のための医療機関内の修繕の実施 1 医療機関当たり 7,560,000 円	入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業に必要な需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び材料費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、修繕費	県10/10 （うち1/2は国庫からの間接補助とする。）
2 環境改善のための物品等の購入 医療機関の小児患者に係る 1床当たり 20,000 円		

(交付の申請等)

第3条 申請者は、申請書兼請求書(様式第1号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書兼請求書のうち、請求書は第6条の規定に基づく本補助金の額の確定通知後に効力を発するものとする。

3 知事は、申請者が正当な理由なく、第1項の申請書兼請求書の補正に応じない場合は、当該書類の効力を失う旨を通知するものとする。

(添付書類)

第4条 規則第4条第2項第1号から第4号の書類は省略するものとする。

2 規則第4条第2項第5号の書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 本補助金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等)

二 その他、知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

2 偽りその他の不正な手段を用いて、埼玉県からの補助金、給付金等の金銭の交付を受け又はその交付の申請をしたことがないこととする。

3 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合は、知事の承認を受けなければならない。

4 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

5 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

6 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。

7 給付事業者は、財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

8 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理書の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(交付決定の通知等)

第6条 規則第7条の交付決定通知書及び同第14条の確定通知は交付決定・確定通知書(様式第2号)のとおりとする。

2 知事は、申請者が第2条、第6条及び前条の規定により、本補助金の交付の要件を満たしていないものと認められるときは、本補助金を交付しない。

3 前項の規定により、本補助金を交付しないことを決定した場合は、不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(遂行状況報告)

第7条 補助事業者は、事業の遂行状況について、知事から要求があったときは、速やかに様式第4号による遂行状況に関係書類を添えて、知事が定める日までに知事に提出するものとする。

(補助金の実績報告)

第8条 規則第13条の本補助金の交付に係る実績報告は、第3条第1項の規定による申請書兼請求書(様式第1号)の提出をもって完了とする。

(本補助金の支払い)

第9条 本補助金の支払いは、額の確定通知後、請求に基づき口座振込により行う。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 申請者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額等を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第5号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(状況報告及び是正措置等)

第11条 知事は、本補助金の交付に関して必要な場合は、申請者又は本補助金の交付決定を受けた者に対して事業所等の検査又は報告を求めることができる。

2 知事は、前項の検査又は報告の結果、本補助金の交付に疑義がある場合は、必要な是正措置を求めることができる。

(決定の取消し等)

第12条 知事は、交付決定を受けた者が、交付決定後に交付対象でない事実や不法又は不正な行為を行ったことが明らかになった場合は、交付決定を取り消すことができる。

2 前項の規定は、本補助金の支払後においても適用があるものとする。

3 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前2項の規定による取消しをした場合について準用する。

(本補助金の支払いが完了されない場合の取扱い)

第13条 知事が第6条第1項の規定による交付決定・確定通知書を当該申請者に通知した後、第4条第2項第1号の規定に基づき提出のあった本補助金の振込先口座(指定先口座の変更を届け出ている場合にあっては、当該届出をした振込先口座とする。)に振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、振込先口座への振込みが当該医療提供施設等の廃止に伴う口座停止等の事由により完了できない場合は、辞退の届出があったものとみなし、本補助金を支給しないことができる。

2 前項の規定を適用した場合は、交付決定を取り消すものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第14条 補助金の交付を受けた給付事業者は、給付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月30日に施行し、令和8年4月1日から適用する。